

## 山口県立大学法人化準備委員会（第5回）の審議要旨

- 1 日 時 平成17年11月12日(土) 10:00~12:00
- 2 場 所 山口県立大学 看護学部棟 会議室 1階
- 3 出席者 西村亘委員長、青木邦男委員、市村孝雄委員、猪又徹委員、瀬村則夫委員、  
中野勉委員、本廣正則委員、藪本知二委員
- 4 審議事項
  - (1) 財務会計関係について
  - (2) 中期目標関係について
  - (3) その他

財務会計関係について
------------

委員

委員長

事務局

会計監査人の監査は、第1期中期目標期間中の6年間だけ実施しようということなのか。

第1期中期目標期間中の6年間に会計監査人の監査を受けながら、法人の監事監査の実効性を高めたいと考えている。その後の監査体制については、法人職員の業務遂行能力や監事監査等の状況を踏まえて判断していきたいと考えている。

資本金は100億円未満であっても、出来ることなら会計監査人による監査制度を導入した方が、大学運営も適正化されるし、また、県民に対する説明責任も果たすことになるから、これの導入には賛成である。

大学の建物等の老朽化が進んでいるので、建物等の修繕や改修について、全て運営費交付金で対応しろということではなく、交付金以外の施設費等での措置を検討していただきたい。

一から十まで施設費で措置することは、運営費交付金制度を骨抜きにすることから、不適当と考えるが、具体的には予算編成の過程で事務局とよく詰めてもらいたい。

現在の県立大学の年間20億円という予算の用途はどのようになっているのか。

20億円の収入の内訳は、県の一般財源(いわゆる税金)が11億円弱、授業料等が8億円弱という構成になっており、県と学生等の負担が、約6対4の比率になっている。

一方、支出の構成比では、人件費が全体の4分の3、その他の経費が4分の1となっており、他の同規模大学と比較して人件費の割合が高くなっている。

法人化後において、カリキュラム編成や学部構成の変更等の課題が山積しているが、その計画等を十分達成できるだけの人件費等を見込んだ運営費交付金の算定になっているのかどうか。シミュレーションは行っているのかどうか。

県として、どのように法人運営を行えば、運営費交付金の年1%削減が達成できるかというシミュレーションは、一応、行っている。

法人化後は、法人が自主的・自律的に運営していく中で、人件費を削って地域貢献に重点を置くパターンや、研究費を削ってでも人材を確保するパターンなど、法人に自主的な予算編成権が付与される。運営費のシミュレーションをする際に、新たな組織や業務に要する経費を単純に増加的要素として上乘せすることは現実的ではない。増加経費を賄うために既定経費の節減は当然に検討されなくてはならない。

ただ、これまで設置者が行っていた業務が法人に移行するもの、また、法人化により必然的に発生する業務に対する経費等は、運営上、考慮されなければならない。

シミュレーションは、こうした要素を加味して総合的に行われるべきものである。

運営費交付金は、単年度に必要な経費であるが、法人設立時に必要な運転資金はどのように手当するのか。

法人に対して、現金は出資していないので、運営費交付金を県がどの時期に手当するかが課題となる。この交付時期については、今後、県の財政当局との折衝の中で、大学の意見を聴きながら決定したいと考えている。

なお、仮に資金がショートしたという場合には、法人において短期借入ができるように地方独立行政法人法上も認められている。

法人が、短期借入した場合には金利負担が生じることから、運営費交付金の交付時期については、今後の検討課題と思われる。

財産処分について、条例では処分だけを制限しており、取得についての制限がないが、法人の業務運営に影響を与えることも考えられるので、検討が必要ではないか。

法の趣旨は、重要な財産の処分が、法人の業務運営に大きく影響し、ひいては中期目標の達成の可否にも影響することも想定されるとの考えから、専ら「処分」の観点からのみ規定されたものであると考えられる。取得については、意見の主旨を踏まえ、今後、検討する。

運営費交付金の目減りを補うためにも、外部資金の獲得は一つの重要な課題であると言える。また、外部資金を獲得すれば、研究費は入ってくるが、その研究費が収益の再発生につなが

っていない。研究により創出された知的財産を活用し、利益を上げ、教員のインセンティブにつなげる仕組みづくりが必要である。それには、意匠権、著作権、特許、実用新案などの知的財産の登録や、維持するための初期投資も必要であると考えがどうか。

地方独立行政法の趣旨からも業務運営の効率化が求められているところであり、県政集中改革など県全体の改革の流れからも、一定の合理的な範囲内での自助努力による経費節減は、当然の努力義務である。したがって、運営費交付金を削減するからその代替措置として、外部資金の獲得を拡大してくださいという位置付けではなく、外部資金の獲得は教育研究活動のさらなる活性化のために行うものであり、それぞれに独立した課題であるということは誤解の無いよう明確にしておきたい。

なお、知的財産の活用に係る初期投資等に対する手当については、必要であれば予算編成過程において別途整理することとしたい。